

刑法 出題の意図

問題1

刑法各論に関する重要な概念のごく基礎的な理解を問うものである。事例を設定させるのは、適切な事例設定は正しい知識の裏打ちを測るために有用だからである。

(1) は、近時最高裁の判例変更が行われた、性的自由侵害罪に関するごく基本的であり通常の刑法の講義であれば必ず取り上げる論点に関する理解を問うている。従来判例が行為者の性的意図を要求していたことには保護法益理解との関係で学説上批判が強かったところ、それを受けて最高裁が判例を変更した。「最高裁が判例を変更した」ことまで知識として知っていることは求めないが、性的自由侵害罪の保護法益に関する適切な理解を前提に当該要件の要否に関する議論が素描できているかが問われる。

(2) は、傷害罪の拡張事由である刑法207条に関し、その趣旨および適用に関する条件が適切に理解できているかが問われる。

問題2

中止犯における中止行為の任意性および主観的態様に関する共犯者間の連帯の有無という刑法総論上の典型論点を問う事例問題である。前者につき学説上はいわゆる主観説が多数であり、「広義の後悔」を求める限定主観説に対する評価は厳しいものがあるが、一方で裁判例はその多くが「広義の後悔」に言及している。このような学説・判例の状況に対し適切な評価を前提に、「広義の後悔」ではない理由により犯行を中止したYの罪責評価が適切に行われているか、また、Yに中止犯が成立するとした場合、犯行を任意に中止していないという認識を前提としているXにも中止犯が成立するかという問題につき、「違法性」「責任」というものの基本的な性質理解を踏まえた適切な当てはめができているかが問われる。